（修理改造設計の承認）

第二十六条の三　修理改造設計について法第十八条第一項の承認を申請しようとする者は、修理改造設計承認申請書（第十二号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

添付書類	提出の時期
一　（略）	（略）
二～九　（略） 十　第三十九条第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項に規定する修理改造設計に係る設計に限る。） 十一　（略）	（略）

第二十六条の四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十八条第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十二条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした設計については、検査の一部を行わないことができる。

第二十六条の五　法第十八条第一項の承認は、申請者に修理改造設計承認書（第十二号の三様式）を交付することによつて行う。

第二十六条の六　法第十八条第二項の規定による確認をした者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（修理改造設計の変更の承認）

第二十六条の七　法第十八条第三項の承認を受けようとする者は、修理改造設計変更申請書（第十二号の四様式）に現に有する修理改造設計承認書又は第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し及び第二十六条の三第二項の表に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

第二十六条の九　法第十八条第三項の承認は、新たに修理改造設計承認書を交付することによつて行う。

第二十六条の十　法第十八条第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第十八条第五項において準用する法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十八条第四項の変更に含まれないものとする。

第二十六条の十一　法第十八条第四項の規定による確認をした者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（修理改造設計の承認）

第二十六条の三　修理改造設計について法第十七条の二第一項の承認を申請しようとする者は、修理改造設計承認申請書（第十二号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

添付書類	提出の時期
一　（略）	（略）
二～九　（略） 十　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項に規定する修理改造設計に係る設計に限る。） 十一　（略）	（略）

第二十六条の四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした設計については、検査の一部を行わないことができる。

第二十六条の五　法第十七条の二第一項の承認は、申請者に修理改造設計承認書（第十二号の三様式）を交付することによつて行う。

第二十六条の六　法第十七条の二第二項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（修理改造設計の変更の承認）

第二十六条の七　法第十七条の二第三項の承認を受けようとする者は、修理改造設計変更申請書（第十二号の四様式）に現に有する修理改造設計承認書又は第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し及び第二十六条の三第二項の表に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

第二十六条の九　法第十七条の二第三項の承認は、新たに修理改造設計承認書を交付することによつて行う。

第二十六条の十　法第十七条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第五項において準用する法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十七条の二第四項の変更に含まれないものとする。

第二十六条の十一　法第十七条の二第四項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）